

## 亀岡市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、亀岡市地域公共交通会議条例（平成29年6月27日制定条例第22号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、亀岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、亀岡市まちづくり推進部桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、亀岡市まちづくり推進部桂川・道路交通課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各項に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文章の收受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、亀岡市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の書類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、亀岡市において定められている公印の取扱いの例による。

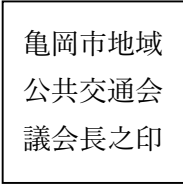
(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
亀岡市地域 公共交通会 議会長の印		隸書体	24mm × 24mm	会長名を もって発 する文書	1	事務局長